

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 6 日

各小中学校長 様

四万十町教育長 山脇 光章
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する修学旅行中止等に係るキャンセル料の取扱いについて (通知)

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
うえのことにつきまして、下記の内容を確認の上、適切に対応いただきますよう、
また保護者の皆さまにもご周知ください。

キャンセル料の支払いについて

キャンセル料が発生する時期までに児童生徒や保護者等へ期日や旅行先の説明を行い、検討したうえで実施することを判断した場合は、以下の対応を基本とします。

- ① 実施決定日から出発日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関連した予期せぬ事態（旅行先で感染が拡大した場合や学校内で感染者が確認された場合など）により学校全体で旅行を中止又は延期した場合に旅行事業者に支払う必要があるキャンセル料については公費で負担する。
- ② 発熱等により出席停止措置を行った児童生徒のキャンセル料についても、やむ得ないものとして公費で負担する。

*ただし、児童生徒や保護者等の個人的な事情によりキャンセルされた場合は、すべて自己負担となります。

返金方法について

キャンセル料は、町から学校長へ補助金として支払います。

問い合わせ先 四万十町教育委員会事務局学校教育課 担当

四万十町立小中学校の修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号）第20条の規定に基づき、四万十町立小中学校の修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、四万十町立小中学校（以下「学校」という。）が実施する修学旅行について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためやむを得ず中止又は延期することにより生じるキャンセル料（宿泊及び交通機関の利用等を解約した場合に生じる違約金及び手数料等をいう。以下同じ。）の負担軽減を目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、修学旅行等に係る契約の責任者として、旅行業法(昭和27年法律第239号)に規定する旅行業者若しくは旅行業者代理業者又は修学旅行等において利用する予定であった宿泊施設、交通機関等からキャンセル料の請求を受ける学校の校長（以下「校長」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、修学旅行を中止又は延期したことにより発生するキャンセル料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条のキャンセル料に相当する額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする校長は、補助金交付申請書（様式第1号）にキャンセル料の請求書の写しその他キャンセル料の内容を確認することができる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 教育長は、前条の補助金交付申請書兼請求書を受理した場合は、補助金の交付の適否を決定し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該校長に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 教育長は、補助金の交付を決定した校長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他教育長が不適當と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第9条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還さ

せるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者 四万十町立 学校
校 長 校長 印

四万十町立小中学校の修学旅行中止等に伴う
保護者負担支援補助金交付申請書兼請求書

四万十町立中学校の修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱第 6 条
の規定により、下記のとおり補助金の申請及び請求をします。

記

1 修学旅行申込年月日 年 月 日

2 修学旅行実施（予定）期間
年 月 日 ～ 年 月 日

3 中止又は延期決定日 年 月 日

4 補助金申請額 金 円
(経費の内訳)

5 振込先

金融機関名		支店名	
種 別		口座番号	
(フリガナ) 口座名義			